

件名	県職員の役職定年制について
受付日	令和6年12月25日
ご意見・ご提案の概要	世間では、企業が役職定年制を見直す動きがあるが、高齢者のモチベーションを高める施策が必要であり、まずは県職員の役職定年制を見直すべきだと思う。
県の考え方	<p>地方公務員法第28条の2により、管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職員は、管理職以外の職に降任することとされております。これは、岐阜県に限らず全国共通の取扱いとなっております。</p> <p>なお、今年度から、55歳以上の職員を対象に、定年引上げ制度や60歳以降の働き方について考える研修等を新たに実施しているところですが、引き続き、高齢の職員がモチベーションを維持して働くことができるよう取組みを進めてまいります。</p>
担当課	総務部 人事課